

平成 30 年度

埼玉県食品衛生監視指導計画



平成 30 年度は、4 項目を柱に、「埼玉県の食の安全・安心」を確保します

彩の国  埼玉県

平成 30 年度 埼玉県食品衛生監視指導計画 もくじ

I	策定の趣旨	・ ・ ・ ・	2
II	監視指導の実施体制	・ ・ ・ ・	2
	1 適用区域及び期間		
	2 実施機関		
III	計画の概要について	・ ・ ・ ・	3
IV	重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項	・ ・ ・ ・	3
	— 食中毒等健康被害防止対策 —		
	1 飲食店・食品製造施設への監視指導		
	2 検査対象食品及び検査項目と検査予定数(と畜場等を除く)		
	3 と畜場等への監視指導及び検査		
	4 一斉取締りの実施		
	5 食中毒、違反食品等を発見した場合の対応		
V	食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項	・ ・ ・ ・	10
	— HACCP に基づく衛生管理の導入支援 —		
	1 HACCP 導入型基準の普及啓発と取組の推進		
	2 食品等事業者への食品衛生に関する知識の普及		
	3 食品等事業者が実施する自主検査の確認・評価		
VI	都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項		
	1 関係機関との連携確保	・ ・ ・ ・	11
	2 調査研究等		
VII	消費者参画の推進及びその他監視指導の実施のために必要な事項	・ ・ ・ ・	12
	— 食の安全・安心確保に向けた人材の育成 —		
	1 消費者参画による施策の展開		
	2 リスクコミュニケーションの推進		
	3 食品衛生監視員の資質の向上		
	4 試験検査に係る「信頼性の確保」「情報の共有及び検査技術の向上」		
	監視指導計画 用語集	・ ・ ・ ・	14

I 策定の趣旨

埼玉県は、我が国最大の消費地である首都圏に位置するとともに、食料品製造出荷額が全国上位を占め、また、全国有数の産出額を誇る野菜の他、米、麦、果樹、畜産など多彩な農畜水産物が生産されています。首都東京に隣接し、「人」「物」が行政区を超えて活発に行き来する本県の特性を踏まえ、食品衛生法第24条の規定に基づき本計画を策定し、次の所管法令に定める事項について、フードチェーンの各段階に応じた重点的な監視指導を行うことで、県民をはじめとする消費者の食の安全・安心確保を推進します。

所管法令

-
- | | |
|---------|---|
| ● 食品衛生法 | ● と畜場法 |
| ● 食品表示法 | ● 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
(以下「食鳥検査法」という。) |
-
- 食品衛生法施行条例
 - 食品衛生に関する条例
 - 埼玉県食の安全・安心条例
 - 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例
-

II 監視指導の実施体制

1 適用区域及び期間

適用区域	埼玉県内全域
	ただし、行政区が異なるさいたま市、川崎市、越谷市及び川口市のエリアを除きますが、平時から1県4市食品衛生関係業務連絡調整会議を開催するほか、意見交換、情報の共有化を行うなど緊密に連携し、県内に流通する食品の安全性確保等、全域の食の安全・安心を確保します。
適用期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 実施機関

連絡調整	食品安全課 各担当 各保健所 食品監視担当(県内4所)
監視指導	食品安全課 特別監視担当 各保健所 食品監視担当(県内4所) 及び 生活衛生・薬事担当(県内13所) 食肉衛生検査センター 食鳥検査担当 及び 食肉検査担当
試験検査	衛生研究所 各担当 食肉衛生検査センター 精密検査担当

III 計画の概要について

本県の食品衛生監視指導計画は、「安全な食品の生産・供給の促進」「生産から消費にわたる監視・指導の徹底」「県民参画による相互理解と信頼関係の構築」を図り、「**埼玉県**の食の安全・安心」を確保するため、次の4つを柱とします。

- **重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項**

「食中毒等健康被害防止対策」を軸に取り組みます。

- **食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項**

「HACCP(ハサップ:危害分析・重要管理点方式)に基づく衛生管理の導入支援」を軸に取り組みます。

- **都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項**

生産、加工された食品は県域を越え、広域に流通することから、関係機関との連携と情報の共有を図ります。

- **消費者参画の推進及びその他監視指導の実施のために必要な事項**

「食の安全・安心確保に向けた人材の育成」を軸に取り組みます。

IV 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

監視指導等の一般的な共通確認事項は次のとおりです。

- **食品、添加物等の規格基準の遵守**
- **施設の衛生管理(営業施設の基準及び管理運営の基準の遵守等)**
- **食品の取扱(原材料の確認から製品の出荷・販売までの管理状況)**
- **食品の製造・加工・保存等に係る記録の作成・保存**
- **表示の確認(アレルギー食品、遺伝子組み換え食品、期限等)**

また、重点的な監視指導として「監視指導」「食品の検査」の頻度等を次のとおり設定し、食中毒等健康被害防止対策を実施します。

1 飲食店・食品製造施設への監視指導

(1) 食中毒防止対策

ア ノロウイルス対策

近年ノロウイルスによる食中毒は全国で発生件数、患者数ともに第1位であり、感染力が強い
ため、保育園や学校、病院などで発生すると急速に広がる恐れがあります。

このため、**社会福祉施設の給食施設や学校給食指定工場・給食センター、学校等(自校式)給食施設**を対象に、次のとおり重点的な監視指導、普及啓発を行います。

- 手洗い器や区画等設備の確認、サラダ等生で食べる野菜・果物の消毒の確認、指導
- 調理従事者等の健康状態の把握・管理及び使い捨て手袋やマスクの正しい着用などの啓発
- 「**ノロウイルスを持ち込まない**」、「**健康管理の徹底とマニュアル遵守の強化**」の啓発
- 手洗いの励行、便やおう吐物の適切な処理方法等について普及啓発
- 原材料の受入れ確認及びその記録について指導啓発

イ 腸管出血性大腸菌対策

肉の生又は加熱不十分な状態での提供あるいはその交差汚染や不十分な野菜の洗浄、消毒が原因である「**腸管出血性大腸菌 0157**」食中毒が多発しているため、次のとおり重点的な監視指導、啓発を行います。

- 焼き肉店や食肉販売業施設等食肉の提供施設について、監視等を実施し、十分な加熱、危険性を周知、指導
- 加熱せずに提供する野菜、果物について、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく次亜塩素酸ナトリウム等による殺菌の徹底
- 広報媒体や講習会等で、食肉等の生食、加熱せずに提供される野菜、果物の洗浄不足によるリスク及び加熱、洗浄消毒について普及啓発

ウ カンピロバクター対策

規制のない鶏肉を中心とした生又は加熱不十分な状態での提供あるいはその交差汚染が原因である「**カンピロバクター**」食中毒が多発しているため、次のとおり重点的な監視指導、啓発を行います。

- 居酒屋等における鶏肉等の生又は加熱不十分な状態での提供について、**夜間営業施設繁華街一斉監視等を実施**し、危険性の周知、提供中止指導、食品表示の確認
- 広報媒体や講習会等で、食肉等の生食によるリスク及び中心部までしっかり加熱するための普及啓発

エ 野生鳥獣肉(ジビエ)対策

近年、野生鳥獣被害対策として、ジビエを食肉として有効活用することが大きな話題となっています。

しかし生産過程で管理されていない野生鳥獣肉は**E型肝炎ウイルスや寄生虫**による健康被害が懸念されるため、食品等事業者への衛生指導及び消費者へ、次のとおり注意喚起を行います。

- **野生鳥獣肉(ジビエ)**を取り扱う施設の把握、「**埼玉県野生鳥獣肉の衛生管理取扱要領**」に基づく衛生管理の指導
- 生で食べることの危険性等について注意喚起

オ 寄生虫対策

食品等の輸送技術の発達により、鮮魚流通が広域化し、魚の生食による**アニサキスやクドア属粘液胞子虫**などの寄生虫食中毒の増加が起こっているため、広報媒体や講習会等で、食品等事業者、消費者への注意喚起を行います。

カ イベント等における対策

近年B級グルメイベントなど、本来屋外調理に向かないメニューが提供されることが散見され、大規模な食中毒も発生しております。

このため、イベント主催者に「**提供メニューのリスクの確認と適切な提供方法**」について積極的な助言を行い、食中毒の未然防止を図ります。

キ 自然毒対策

毎年有毒魚介類・植物等を間違えて食べたことによる食中毒が全国で頻発しており、死者も発生していることから、次のとおり食品等事業者への衛生管理指導及び消費者への注意喚起を行います。

- 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に基づく指導
- ふぐ、有毒魚介類の取扱いなどの情報の消費者への注意喚起
- 有毒植物や毒キノコによる食中毒などの情報の消費者への注意喚起

(2) 食品表示対策

平成 32 年度の加工食品表示の完全施行に向け、次の点について強化します。

ア 表示等に関する監視指導の強化

食品等事業者に対して、適正な表示の実施を徹底させます。

特にアレルギー表示については、健康被害の発生を防止する観点から、県内加工食品製造施設に対して、原材料表示の定期的な確認やコンタミネーション防止の指導等を実施することにより、アレルギー患者の食品に由来する事故の発生を防止します。

イ 食品営業者への周知・指導

新基準に基づく表示へのスムーズな移行が図られるよう、引き続き食品等事業者に対し、広報誌等を活用し、周知を行います。

また、製造施設や販売施設への監視指導を行い、適切な表示について指導を行います。

ウ 関係機関と連携した対応の強化

県民や食品等事業者からの表示に関する相談や違反事例については、日頃から関係機関との連携を密にし、スムーズな対応を行います。

(3) 輸入食品対策

多種多様な食品が様々な国から輸入されており、県内に流通する輸入食品は年々増加していることから、次の点に留意し、監視指導体制や状況収集の強化を図ります。

ア 輸入者に対する自主検査の徹底

輸入者に対しては、輸入の際に自主検査の徹底を指導します。

また、邦文表示(日本語による表示)漏れ等が無いことなど、食品表示法に基づく表示事項についても指導します。

イ 効率的な輸入食品検査

国や他自治体で違反事例の多い、菓子(指定外添加物の使用)や野菜・果実(残留農薬基準違反)などについて、重点的に調査を実施します。

(4) 監視対象施設の分類及び監視頻度の設定

監視対象施設を項目で分類し、年間の監視頻度を設定しています。中でも昨今の食中毒事案等を鑑み、特に監視等が必要な項目を「最重点監視対象項目」として、「生の野菜・果物を加工・提供する施設」、「生又は加熱不十分な食肉等を提供・販売する施設」、「社会福祉施設等(老人福祉施設等を除く)」、「学校給食指定工場・給食センター」、「学校等(自校式)」を選定しました。

監視対象群	項目	細目	監視指導頻度	
違反等施設		食中毒等で行政処分を受けた施設	3回/年	
		規格基準違反等が確認された施設及び食中毒等疑いがあった施設 ※1		
流通・大規模施設		卸売市場(仲卸及び食品を取り扱う関連店舗のない卸売市場を除く)内の食品関連施設	2回/年	
		指定 ※2・大規模製造施設(HACCP等施設 ※3を除く)		
肉の生食・ジビエ		生の野菜・果物を加工・提供する施設	1回/年	
		生又は加熱不十分な食肉等を提供・販売する施設		飲食店営業
				食肉販売業
		野生鳥獣肉を取り扱う施設		飲食店営業 食肉処理業
農畜水産物		つけ物製造業施設	1回/年	
		輸出畜水産物等の関連施設 ※4		
		食肉処理業(野生鳥獣を取り扱う施設以外の施設)		
		農産物直売所等 ※5		
特定集団施設 ※6		社会福祉施設等	老人福祉施設等	
			障害者支援施設等	
			児童福祉施設	
			その他	
		学校給食指定工場・給食センター		
		病院・有床診療所		
		乳幼児施設	幼稚園・保育所・こども園等	
事業所				
その他		学校等(自校式)	義務教育普通学校	
			特別支援学校	
			学童・子ども食堂・その他の学校	
		その他		
その他		上記以外の製造施設	6年に1回	
		上記以外の飲食店営業施設		
		上記以外の施設		

最重点監視対象項目については、1回/年以上の監視指導を行います。

- ※1 前年度違反又は自主回収があった施設及び食中毒疑いがあった施設
- ※2 乳処理施設等のように、食品衛生上の重要な管理点が多く、製造工程を監視する必要がある施設 及び 規模は小さくとも他の食品の原材料となり、広域又は大量に流通する添加物製造施設等のように、ひとたび事故が起こると社会的影響の大きい施設及びHACCPの導入に取り組んでいる施設
- ※3 総合衛生管理製造過程承認施設、ISO22000又はFSSC22000等HACCPに準拠した規格承認施設、HACCP導入型基準選択施設
- ※4 対輸出国との二国間協議により取扱要領で定められた取扱施設
- ※5 道の駅等の農産物直売所・観光地販売所のうち、地域で製造加工された多種の製品の取扱いがある施設
- ※6 高齢者や乳幼児等ひとたび食中毒菌等に感染すると生命身体への影響が著しく大きい喫食者に対し飲食物を提供する施設

2 検査対象食品及び検査項目と検査予定数(と畜場等を除く)

HACCPの推進や自主検査を前面に監視指導を実施しておりますが、本年度も、次のとおり食品の検査を実施します。

(1) 検査対象食品及び検査項目

主な検査対象食品	主な検査項目								
	微生物	残留農薬	食品添加物	動物用医薬品	遺伝子組換え	アレルギー	自然毒	汚染物質	放射性物質
魚介類	生食用鮮魚介類、生かき、冷凍魚介類等	○			○			○	○
	加工品(魚肉ねり製品等)	○		○			○		○
肉類	食肉	○			○				○
	食肉製品(ソーセージ等)	○		○			○		
牛乳		○			○				○
乳製品(アイスクリーム類を含む)		○			○		○		○
穀類加工品					○	○	○	○	
清涼飲料水	○		○					○	
野菜・果実	生鮮及び冷凍農産物	○	○			○		○	○
	乾燥、ブランチング等を行った加工品	○	○			○			○
弁当・そうざい	○		○				○		
菓子類	○		○				○		
めん類	○		○				○		
調味料			○				○		
漬物	○		○				○		

(2) 行政検査目標数

検査項目	国内産食品		輸入食品		合計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
微生物検査	800	1,600	30	60	830	1,660
理化学検査	690	40,800	410	11,160	1,100	51,960
残留農薬	250	35,000	50	7,000	300	42,000
(県内産農産物検査)	(200)	(28,000)	—	—	(200)	(28,000)
食品添加物 (指定外添加物含む)	30	240	300	2,400	330	2,640
動物用医薬品	150	5,250	50	1,750	200	7,000
アレルギー	200	200	—	—	200	200
放射性物質	50	100	—	—	50	100
その他※	10	10	10	10	20	20
合計	1,490	42,400	440	11,220	1,930	53,620

※ 汚染物質(カドミウム等)、放射線照射の検知検査等

3 と畜場等への監視指導及び検査

と畜場法及び食鳥検査法で規定する衛生管理の基準が平成 26 年度に改正され、HACCP を用いて衛生管理を行う基準が追加されたことから、食品等事業者等に対して導入に向けた指導や必要な助言を行います。

回数(/年)	対象施設
開場日ごと	と畜場
	大規模食鳥処理場
6 回以上	生鳥を扱う認定小規模食鳥処理場
3 回以上	生鳥を扱わない認定小規模食鳥処理場
	届出食肉販売業施設
1 回以上	認定小規模食鳥処理場(食鳥処理場休止届の届出があった施設)
	輸出食肉関連施設 ※

※ 対輸出国との二国間協議により取扱要領で定められた取扱施設(と畜場に併設する食肉処理場を含む。)

(1) と畜場の監視指導及びと畜検査

腸管出血性大腸菌 0157 等を中心とする枝肉の微生物汚染防止対策を指導します。

- ア 生体検査：搬入された家畜について、望診、触診を行い疾病及び異常の有無を確認します。
- イ 解体前検査：とさつされた家畜について、疾病及び異常の有無を確認します。
- ウ 解体後検査：頭部、枝肉及び内臓について、疾病及び異常の有無を確認します。

(2) 食鳥処理場の監視指導及び食鳥検査

大規模食鳥処理場において、カンピロバクターを中心とする丸と体の微生物汚染防止対策を指導します。認定小規模食鳥処理場において、処理場内の衛生管理の指導を行うとともに、食鳥処理衛生管理者が行う、食鳥とたいの確認に対して、技術的な指導及び助言を行います。

- ア 生体検査：搬入された食鳥について、望診、触診を行い疾病及び異常の有無を確認します。
- イ 脱羽後検査：とさつ、脱羽後の体表について、疾病及び異常の有無を確認します。
- ウ 内臓摘出後検査：内臓を摘出した食鳥とたい及び内臓について、疾病及び異常の有無を確認します。

(3) 精密検査

と畜検査及び食鳥検査において通常の肉眼検査で判定が難しいものについては、微生物学、病理学、理化学検査を行い、食肉に適さないものの排除を行います。

なお、平成 29 年 4 月 1 日から健康と畜牛の BSE スクリーニング検査が廃止されましたが、生体検査で BSE を疑う症状がある牛についてはこれまでどおり検査を実施します。

4 一斉取締りの実施

一斉取締り	期間	主な取締り対象施設
夏期食中毒予防対策月間	7月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 生の野菜・果物を加工・提供する施設 ● 飲食店営業施設のうち「居酒屋」等で食肉等を生又は加熱不十分な状態で提供する施設 ● 社会福祉施設等の給食施設、学校給食指定工場・給食センター、学校等自校式給食施設
食肉衛生月間	7月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> ● と畜場及び食鳥処理場並びにそれらに併設された食品関係施設
年末一斉取締り月間	11月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 大量調理施設 ● 大規模製造施設、小売店等、正月用食品の製造販売に係る施設 ● 社会福祉施設等の給食施設、学校給食指定工場・給食センター、学校等自校式給食施設 ● 飲食店営業施設のうち「居酒屋」等で食肉等を生又は加熱不十分な状態で提供する施設

5 食中毒、違反食品等を発見した場合の対応

(1) 食中毒等健康被害発生時の対応

「埼玉県食中毒処理要領」(平成 26 年 3 月 28 日改正)に基づき、平常時における体制を整備するとともに、発生時においては関係部局や関係自治体と連携を図りながら迅速かつ的確な措置を講じます。

(2) 違反・不良食品等発見時の対応

食品製造施設等については、原因の究明を行い、その結果を踏まえ、再発防止のための改善指導を実施し、必要に応じ、食品衛生法第 54 条、第 55 条又は第 56 条の規定に基づく回収、廃棄命令を行い、悪質な事例については告発を行います。

市場、販売店等で違反を発見した場合、販売を停止するとともに、当該食品を製造した施設の調査、指導を実施します。

広域流通食品等及び輸入食品、いわゆる健康食品等に係る事案の場合には、関係する都道府県等の食品衛生主管部局又は厚生労働省及び消費者庁へ迅速に情報提供し、連携して必要な措置を講じます。

また、食品の製造供給過程における悪意を持った者による毒物の混入等の「食品テロ」の対応にあつては、警察本部と連携し、県民への迅速かつ正確な情報提供及び被害の拡大防止と不安払しょくに努めます。

(3) 公表について

原因が判明し、原因施設が特定された食中毒事件や消費者の健康被害防止の観点から注意喚起が必要な場合は、「埼玉県における食品衛生法等違反に関する公表要領」(平成 18 年 5 月 22 日制定)(以下「公表要領」という。)に基づき、速やかに記者発表等により公表を行います。

V 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

「HACCP(ハサップ：危害分析・重要管理点方式)に基づく衛生管理の導入支援」を軸に取り組みます。厚生労働省は、全ての食品等事業者を対象に、衛生管理手法の国際標準である HACCP を義務化するため、平成 30 年度の食品衛生法改正を検討しています。

県では、法改正に備えて円滑な HACCP への取組が行えるよう、食品等事業者の業種や業態規模などに応じた支援を実施します。

1 HACCP 導入型基準の普及啓発と取組の推進

(1) HACCP 導入型基準を選択する施設の届出

県内の食品等事業者における HACCP に基づく衛生管理の導入を推進するため、平成 28 年度から、食品等事業者からの任意の届出により、HACCP 取組状況の把握を開始しました。

効率的・効果的な食品の安全性確保を目指し、大規模製造業や大量調理施設を中心に新たに 50 施設の届出を目標とし、支援していきます。

また、埼玉県食品衛生自主管理優良施設確認制度を引き続き実施し、HACCP 選択施設へのステップアップに活用します。

(2) 食品等事業者向け講習会・相談会

食品等事業者向けの講習会や、食品等事業者の取組に対応した個別相談を、県内各地で実施します。

- HACCP 講習会(基礎編)：講義、HACCP を理解するための机上演習等
- HACCP 講習会(実践編)：講義、自社製品を題材にした机上演習、個別相談等

また、食品関連団体や中小食品等事業者支援団体等の開催する講習会などに講師を派遣し、HACCP 導入の必要性を広く周知します。

(3) 一般社団法人埼玉県食品衛生協会への委託

HACCP 普及啓発推進事業を委託し、食品衛生指導員による巡回指導で、リーフレットの配布、アンケートによる取組状況の把握、小規模食品等事業者向け記録様式の提示などにより、県内の小規模食品等事業者に対しても HACCP の考え方を取り入れた食品衛生管理について普及啓発します。

2 食品等事業者への食品衛生に関する知識の普及

(1) 食品衛生責任者等の資質の向上

食品衛生責任者養成講習会や実務講習会の実施機関に対する講習会を開催し、食品衛生責任者が新たな食品衛生知識や情報を習得できるよう努めていきます。

また、営業許可を更新する食品等事業者を対象とした実務講習会を通じ、食品衛生責任者等に対して、ノロウイルス等の予防対策や食品衛生関連法令の改正など最新の食品衛生に関する情報を提供します。

(2) 食品衛生推進員・食品衛生指導員活動の充実強化

食品衛生推進員が食品等事業者や食品衛生指導員に対して行う助言や指導の充実強化を図るため、食品衛生推進員に対して講習会を開催し、効果的な活動を推進します。

また、食品衛生指導員が行う食品等事業者への巡回指導等の充実強化を図るため、一般社団法人埼玉県食品衛生協会が開催する本部又はブロック別食品衛生指導員研修会の講師として保健所職員を派遣し、最新の食品衛生に関する情報を提供します。

(3) と畜場や食鳥処理場における講習会の開催

と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者並びに食鳥処理場における食鳥処理衛生管理者をはじめ、従業員に対し講習会等を実施し、最新の食品衛生に関する情報を提供します。

3 食品等事業者が実施する自主検査の確認・評価

すべての食品等事業者に対して自主検査の実施状況について確認し、その内容等を専門的な立場から助言等を行うことで、自主管理の推進を促すとともに、県内で製造販売される食品の安全性の向上を目指します。

VI 都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項

生産、加工された食品は県域を越え、広域に流通することから、関係機関との連携と情報の共有を図ります。

1 関係機関との連携確保

次の関係機関と日ごろから情報共有を行い、食中毒発生時における緊急の連携のほか、平時からの食の安全・安心に係る危害の防止を図ります。

(1) 関連省庁及び都道府県市等

- ア 厚生労働省本省及び関東信越厚生局
- イ 農林水産省関東農政局
- ウ 消費者庁
- エ 都道府県市食品衛生主管部(局)
- オ 「関東甲信越静ブロック食品衛生主管課長会議」、「首都圏食品衛生担当課長食中毒等防止連絡会」、「関東甲信越ブロック食肉検査所協議会」、「1県4市食品衛生関係業務連絡調整会議等関係会議」

(2) 県関係部局等

- ア 知事部局関係部(県民生活部、環境部、福祉部、農林部)
- イ 教育局
- ウ 警察本部
- エ 「埼玉県健康食品対策連絡協議会」等関係会議

(3) 一般社団法人埼玉県食品衛生協会

2 調査研究等

(1) 厚生労働省と連携した調査事業

「食品に残留する農薬等の摂取量調査」(平成6年度から継続)及び「食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発・検証」(平成20年度から継続)を継続して実施します。

(2) 消費者による異物検査等の届出に対する対応

異物混入事例発生時など、消費者の不安解消や製造者の管理の問題点を明らかにするため、異物を特定する検査等を実施します。また、検査結果に基づき食品等事業者に対して再発防止の指導を行います。

(3) 放射性物質検査

福島第一原子力発電所事故に伴う食品中の放射性物質の検査については、「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成 29 年 3 月 24 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）中の「地方自治体の検査計画について」に基づき、農林部及び環境部と連携して実施します。

検査対象	実施機関
市場流通食品(県内で製造・加工された食品及び県内を流通する食品)	保健所、食肉衛生検査センター、食品安全課、衛生研究所
出荷前の県内産農産物	農林部農産物安全課
出荷前の県内産畜産物	農林部畜産安全課
出荷前の県内産水産物	農林部生産振興課
出荷前の県内産林産物	農林部森づくり課
県内で捕獲された野生鳥獣の肉(非流通品)	環境部みどり自然課

VII 消費者参画の推進及びその他監視指導の実施のために必要な事項

「食の安全・安心確保に向けた人材の育成」を軸に取り組みます。

1 消費者参画による施策の展開

(1) 「埼玉県食の安全県民会議」の開催

農業生産者、食品加工・流通業者、消費者、学識経験者等、広範な分野の委員で構成される「埼玉県食の安全県民会議」を開催し、様々な視点から意見をいただき、生産から消費にわたる食の安全・安心確保に関する施策の総合的な推進を図ります。

(2) 消費者による施策の提案

「埼玉県食の安全・安心条例」第 21 条に基づき、県が行う食の安全・安心確保に関する施策について、消費者から提案をいただき、施策の展開を図ります。

2 リスクコミュニケーションの推進

(1) 的確に判断・行動することができる消費者の育成

食の安全について、的確に判断し、行動することができる消費者を育成するため、学校等で食の安全に携わる教職員、子育て世代、若い世代等を対象として、意見交換、体験等による学習機会を提供します。

ア 「リスクコミュニケーター研修」の開催

保育園、幼稚園、学校等で食の安全に携わる教職員等を対象として、食の安全に関する知識を深めるとともに、リスクコミュニケーションに必要な能力を向上していただき、次世代を担う子供及びその家庭の不安の解消及び正しい知識の普及・啓発を図ります。

イ 「食の安心サロン」の開催

食の安全に対する関心が高い子育て世代を対象として、希望する施設へ職員を派遣し、最新情報の提供、参加者による意見交換等を行います。

ウ 「食の安全体験教室」の開催

将来、食の現場で活躍する若い世代を対象として、食の安全に対する理解を深めていただくため、食物系過程を有する高校等へ職員を派遣し、食の安全を学ぶ実験、意見交換等を行います。

(2) 多様なリスクコミュニケーションの展開

農業関係者、食品等事業者、消費者等の相互理解を図り、正しい知識を身に付けていただくため、「タウンミーティング」、「県政出前講座」等による意見交換を行います。

ア 「タウンミーティング」の開催

各地域において、食の安全、地域の食文化等に関する講演会、体験学習会等を開催し、農業関係者、食品等事業者、消費者、行政等の相互理解を深めるとともに、食品に対する不安の解消を図ります。

イ 「県政出前講座」の開催

消費者の要望により、職員が集会所等を訪問し、食の安全に関する正しい知識を習得していただき、消費者の不安解消を図ります。

ウ リスクコミュニケーションの展開支援

食の安全について、更に広く消費者の理解を深めていただくため、市町村等が主催する研修会、講演会等に対し、専門家による講師派遣等の支援を行います。

(3) 食の安全・安心に関する情報の提供

食の安全に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、イベント出展等による情報提供を行います。

3 食品衛生監視員の資質の向上

業務に必要な知識及び技術を習得するため、経験年数等に応じた階層別研修を実施し、食品衛生監視員の資質の向上に努めます。

4 試験検査に係る「信頼性の確保」「情報の共有及び検査技術の向上」

試験検査の実施機関は、検査又は試験に関する事務の管理に係る規定(GLP)を定め、試験検査の信頼性確保を図ります。また、内部点検、内部精度管理及び外部精度管理の定期的な受検等を実施するとともに、これらの結果を検証し、実施機関の技術向上及び信頼性確保に取り組みます。

定期的に GLP についての連絡会議を開催し、試験検査に関する情報を共有するとともに、検査員等の関係職員に対する技術研修の実施等に努めます。

監視指導計画 用語集

— あ行 —

● アニサキス

成虫がイルカ、クジラ等の海洋に生息する哺乳類の胃に寄生する線虫であるアニサキス亜科(Anisakidae)の幼虫の総称です。

＜特徴＞待機宿主の海産魚やイカ等を生で喫食することにより幼虫に感染する。虫体 1 隻の感染であっても発症することがあります。

＜食中毒症状＞胃アニサキス症と腸アニサキス症に分類され、症状によって劇症型(急性)、緩和型(慢性)に分類されます。

急性胃アニサキス症：食後、数時間後から十数時間後に心窩部に激しい痛み、悪心、おう吐を生じます。

急性腸アニサキス症：食後、十数時間後から激しい下腹部痛、腹膜炎症状等を示します。通常、感染から 3 週間で自然に消化管内から消失します。

慢性症状：自覚症状を欠く場合が多い。

＜過去の食中毒原因食品＞サバ、アジ、イカ、イワシ等魚介類の寿司や刺身。

＜対策＞加熱調理(60℃、1 分若しくは 70℃以上)をするか、十分に冷凍(-20℃、24 時間以上)してから調理を行うこと。その他、漁獲後は、速やかに内臓を除去すること。調理の際に、目視で確認することが有効です。また、酸には抵抗性があるため、シメサバのように食酢で処理してもアニサキス虫体は死にません。

● アレルゲン(食物アレルギー物質)

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物(抗原)に対する免疫学的防御反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。その反応とは、体の中に異物(抗原)が入ってくると、これに対して防衛しようとする働きにより抗体がつくられ、異物(抗原)に対する抵抗性を獲得するものです。アレルギー体質の人では、ある物質に過敏に反応して、血圧低下、呼吸困難又は意識障害など、様々な症状が引き起こされます。

食品表示法で表示を義務づけているものが 7 品目(特定原材料：えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生)、指導により表示を推奨されているものが 20 品目(特定原材料に準ずるもの：あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)あります。

県では食品製造施設の立入検査時に市販の簡易迅速検査キットを使用し、製造工程の機器をふきとり検査することで、アレルゲンが混入していないか確認し、指導、助言を行っています。

● アレルゲン(食物アレルギー物質) 含有食品検査

輸入食品を含めた県内を流通する食品について、アレルゲン表示の確認を実施しています。また、適正なアレルゲン表示の確認を目的に収去検査を実施し、その結果に基づき製造施設における製造工程等の確認及び指導を行っています。

食品等製造施設(めん類製造業、菓子製造業等)においては、製造現場で「簡易迅速検出キット」を用いて小麦やそば等の検査を行い、その結果に基づいて指導を行っています。

● 一般社団法人埼玉県食品衛生協会

「飲食に起因する食中毒その他の発生を防止し、進んで食品の品質、その他食品衛生の向上を図ることにより公衆衛生の向上に寄与する。」ことを目的として、昭和 27 年に設立された、県内食品等事業者の方により構成される団体です。

● 遺伝子組換え食品

遺伝子組換えというバイオテクノロジー技術を利用して作られた食品をいいます。組換え DNA 技術を応用した食品は、農作物と、組換え体そのものを食べない食品添加物のようなものに分けられます。これまで安全性審査を経たものとしては、とうもろこし、なたね、じゃがいも等の農作物 309 品種と、キモシン、 α -アミラーゼ等の食品添加物 25 品種があります(平成 28 年 12 月 26 日改正)。

● 牛海綿状脳症(BSE : Bovine Spongiform Encephalopathy)

牛海綿状脳症(BSE)とは、1986年(昭和61年)に英国で発見された伝達性海綿状脳症(TSE : Transmissible Spongiform Encephalopathy)あるいはプリオン病と呼ばれる病気のひとつです。未だ十分に解明されていない伝達性因子と関係する病気であり、脳組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を引き起こす遅発性かつ悪性の中枢神経系の病気です。プリオンとよばれる通常の細胞タンパクが異常化したものが、原因物質として有力視されています。

我が国では平成13年9月21日に初めて確認されて以来、平成21年1月を最後に36頭が確認されています。

TSEにはほかに、羊や山羊が感染するスクレイピー、人の病気の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病及び鹿の慢性消耗性疾患(CWD : Chronic Wasting Disease)などがあります。

● 衛生規範

製造等において特に配慮が必要とされる食品について、衛生上の確保及び向上を図るため厚生労働省が作成した食品の取扱い等の指針。現在、弁当及びそうざい、漬物、洋生菓子、生めん等について定められています。

— か行 —

● カンピロバクター

家畜や野生動物の腸管の中に一般的に存在する細菌で、とりわけ「ニワトリ」の保有率が高いといわれています。酸素や熱に弱い特性から、「新鮮な食肉」ほど多くのカンピロバクターが存在します。「新鮮な生肉は安全」は間違いです。少量の菌でも感染、発症することから、手指や調理器具を介した二次感染についても注意が必要です。重症化すると、「ギラン・バレー症候群」という手足の麻痺や呼吸困難等の後遺症が残る場合があります。

● 管理運営基準

食品衛生法第50条第2項に基づき、同法施行条例第3条で知事が定めた基準です。食品の営業施設における自主的な衛生措置を強化するため、食品衛生責任者を置くなど食品営業施設における衛生管理事項について定めています。

施設の管理、食品取扱い設備の管理保全、給水及び汚物処理の衛生管理、食品等の取扱い、従事者の衛生管理などの従来の基準のほか、HACCP導入型基準を選択することができます。

● 規格基準

食品衛生法第11条第1項に基づき、厚生労働大臣が公衆衛生上の見地から、販売の用に供する食品等の製造、加工、調理又は保存等の方法に関する基準や、食品等の成分の規格を定めたものです。

● 期限表示

食品の期限表示には、消費期限(品質が急速に劣化しやすい食品が対象、例：弁当、サンドイッチ、生めんなど)と賞味期限(品質の劣化が比較的遅い食品が対象、例：スナック菓子、カップめん、缶詰など)の2種類があり、ともに包装を開封する前の期限であること、定められた方法により保存することを前提としています。

期限設定は、食品の情報を正確に把握している製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定しています。

● クドア・セプテンpunkタータ

ヒラメの筋肉に寄生する粘液胞子虫。

<特徴>生態はよく判っていないが、多毛類(ゴカイ等)と魚類との間をいったりきたりして各々に寄生しているといわれています。しかし、ヒト等のほ乳類には寄生しないと推測されています。中心部を75℃、5分以上の加熱で筋肉内のクドアは死滅します。

<食中毒症状>食後数時間程度で下痢、おう吐、胃部の不快感等が認められます。症状は比較的軽く、翌日には後遺症もないとされています。

<過去の食中毒原因食品>生食用生鮮食品、特にヒラメの刺身。

<対策>75℃、5分以上の加熱をすること。刺身としての利用を考える場合は、-16～-20℃で4時間の凍結処理を行うこと。
また、生食用生鮮ヒラメで筋肉1g当たりのクドアの孢子数が 1.0×10^6 個を超えることが確認された場合は、販売が禁止されています。

— さ行 —

● 埼玉県食の安全・安心条例

消費者の健康の保護及び食生活の安定に寄与することを目的として平成16年9月に施行しました。条例では、県、農林漁業関係者、食品等事業者、そして消費者それぞれの責務、役割等を規定し、それぞれの立場から食の安全・安心の確保を求めています。

● 埼玉県食の安全県民会議

生産から消費にわたる食の安全・安心確保に関し、消費者、生産者、加工・流通業者等の広範な分野の消費者参画による施策の総合的な推進を図るため、埼玉県食の安全・安心条例第20条の規定に基づき、設置しています。

県の施策の推進に関する意見・提言や、各分野の相互理解を深める意見交換を行っています。

● 埼玉県食品衛生自主管理優良施設確認制度

食品営業施設等が彩の国ハサップガイドラインに基づき自主的に取り組んでいる衛生管理が一定水準を満たしていることが確認された施設に対して、確認済票の交付と県のホームページで施設名等を公表する制度です。埼玉県で管轄する施設及び越谷市保健所で管轄する施設が制度の対象となります。

● 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

ふぐ毒を原因とする食中毒の発生を防止することにより、食用ふぐの安全性を確保するために制定された条例で、平成15年4月に施行されました。ふぐ調理師の資格やふぐの調理時、販売時に守るべき事項等が明記されています。

● 彩の国ハサップガイドライン

食品の衛生管理の手法であるHACCPの考え方を基に、製造や調理工程ごとの必要な衛生管理要件を抜き出した埼玉県独自の衛生管理指針です。

一般的衛生管理の主要10項目に加え、重要管理点といわれる作業工程の中で最も重点的に管理しなければならない工程を監視するものです。

● 残留農薬

農作物等の栽培や保存時に使用された農薬が、農作物等や環境中に残存したものを「残留農薬」といいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づき、すべての農薬について残留基準(一律基準を含む)が設定され、これを超えるような農薬が残留している農作物等は販売等が禁止されます(「ポジティブリスト制度」参照)。

● 残留農薬スクリーニング検査(埼玉モデル)

農産物直売所で販売される農産物は地域の特色をあらわし、また、多品目にわたります。

しかしながら、個々の販売重量が、国が示す残留農薬の検査法に必要な量(1kg以上)に満たないため、これまで、検査に供されない品目も多くありました。そこで、農産物直売所で販売される埼玉県産野菜を対象に、検査に必要な量を100gとしたスクリーニング検査法を県独自に策定し、多品目にわたる残留農薬検査を行うものです。

検査の結果、残留農薬の基準値を超える値を検出した場合や、農薬取締法(昭和23年7月法律第82号)で規定する以外の農薬の使用が確認された場合は、保健医療部と農林部が連携して生産者等の調査を行い、適正な農薬使用の指導等を行います。

● 次亜塩素酸ナトリウム

上水道やプールの殺菌に使用されており、家庭用に販売されている液体の塩素系漂白剤や殺菌剤などに使用されています。

生で食べる野菜・果物については、次亜塩素酸ナトリウム等(次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/ℓで5分間又は100mg/ℓで10分間)又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水(きのご類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液)で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いが、大量調理施設(1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設)で強く推奨されています。

家庭用塩素系漂白剤に「混ぜるな危険」などの注意書きにもあるように、漂白剤や殺菌剤といった次亜塩素酸ナトリウム水溶液を塩酸などの強酸性物質(トイレ用洗剤など)と混合すると有毒な塩素ガスが発生します。

また、金属腐食性があるため、金属を含む箇所の使用には注意が必要です。

● 指定外添加物

指定添加物以外の添加物(既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物)をいいます。

● 収去検査

食品衛生法第28条又は食品表示法第8条の規定に基づき、知事が必要と認めるとき、食品衛生監視員を関係施設に立ち入りさせ、食品等を無償で抜き取って検査することをいいます。

● 消費期限

食品の期限表示のうち、定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の劣化に伴い安全性を欠くおそれがないと認められる期限を示す年月日であり、具体的には、定められた方法により保存した場合において製造日を含めおおむね5日以内の期間で品質が劣化する食品に表示されます。

● 賞味期限

食品の期限表示のうち、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日のことをいいます。ただし、当該期限を超えた場合であっても、すぐにこれらの品質が保たれなくなるというわけではありません。

● 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食鳥肉の安全を確保するための検査で、「食肉処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」(平成2年6月制定)に基づき、知事が獣医師である職員の中から指定した食鳥検査員によって行われます。食鳥検査は、食用に供する目的でとさつする鶏、あひる、七面鳥が対象で、1羽ごとに生体時から解体後まで一貫して行われます。

● 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。

食鳥処理の事業について、衛生上の見地から、食鳥処理場の構造設備の基準、衛生的管理の基準を定めるとともに、食鳥のと殺に際して、都道府県知事が行う検査を受けることを義務付け、その方法等について規定しています。〈所管府省：厚生労働省〉

● 食品衛生監視員

食品衛生法に基づいて、食品衛生上の危害を防止するために営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導を行う国や地方自治体等行政機関の職員を指します。

埼玉県では、知事から食品衛生監視員に命じられた保健所等の職員が、所管地域内の営業施設等への監視指導を行っています。

● 食品衛生指導員

消費者に安全な食品を提供するため、食品関係業界で実践的な活動を行うことにより、消費者の食品衛生に寄与することを目的に、一般社団法人埼玉県食品衛生協会が委嘱した者のことです。現在、約500名の食品衛生指導員がおり、協会に加入した営業施設の巡回指導や食品衛生思想の普及啓発活動を行っています。

● 食品衛生推進員

平成 7 年の食品衛生法改正により、地域における食品衛生の向上を目的に食品衛生推進員制度が導入されました。食品衛生推進員は、食品等事業者等からの相談対応、指導、助言、保健所が行う食品衛生関係事業への協力、地域での食品衛生情報の収集等の活動を行うため、知事が委嘱した者のことです。

● 食品衛生に関する条例

食品衛生上の危害を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、食品衛生法に基づき営業許可が必要とされている 34 業種に加えて、5 業種及び行商について営業許可を要することを規定した県の条例です。

● 食品衛生法

「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること」を目的として昭和 22 年に制定された法律です。食品営業の他、食品、添加物、器具、容器包装等を対象に飲食に関する衛生について規定しています。

また同法の第 24 条では「都道府県知事等は、毎年度、翌年度の埼玉県が行う監視指導の実施に関する計画を定めなければならない。」と規定しており、これに基づき食品衛生監視指導計画が策定されています。

● 食品衛生責任者

食品等事業者は、施設又はその部門ごとに、当該施設又は部門において従事する者のうちから食品衛生に関する責任者を定め、衛生管理を行わせることとしています。

● 食品添加物

食品の製造の過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものです。

安全性等の評価を行ったうえで「ヒトの健康を損なうおそれがない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外の使用は認められていません。この指定の対象には、科学的合成品だけでなく天然に存在する添加物も含まれます。

例外的に指定の対象外となるものは、「天然香料」及び「一般に食品と考えられるもので添加物として使用されるもの(社会通念上食品と考えられるもの(例：イチゴジュースによる着色など))」のみです。

● 食品添加物検査

添加物の使用量の超過や対象外食品への使用の有無について、使用基準の検査を実施します。また、指定外添加物(わが国では使用の認められていない食品添加物)の使用の有無について検査を行います。

● 食品表示法

販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び JAS 法による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的としています。

食品表示基準の策定、不適正な表示を行った食品関連事業者に対する指示・命令、適正な表示の確保のための立入検査等について規定しています。〈所管府省：消費者庁、農林水産省、財務省〉

— た行 —

● 大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等(1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設)における食中毒を予防するために、厚生労働省が HACCP の概念に基づき、調理過程における重要管理事項として、

① 原材料受入れ及び下処理段階における管理を徹底すること。② 加熱調理食品については、中心部まで十分加熱し、食中毒菌等(ウイルスを含む。)を死滅させること。③ 加熱調理後の食品及び非加熱調理食品の二次汚染防止を徹底すること。

- ④ 食中毒菌が付着した場合に菌の増殖を防ぐため、原材料及び調理後の食品の温度管理を徹底すること。
等を示したものです。

● 腸管出血性大腸菌(O157,O26,O111 等)

腸管出血性大腸菌はベロ(志賀)毒素を産生する大腸菌で、反芻獣(牛など)の腸内に一般的に存在します。重症化すると血便が出るのが特徴で、溶血性尿毒症候群(溶血性貧血・血小板減少・急性腎不全)を発症することもあります。少数の菌で発症するほか、感染力が非常に強いため、食品への二次感染だけでなく、トイレなどを介して同居家族などに感染させることもあります。

● 動物用医薬品及び飼料添加物

動物用医薬品は、牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用されるものです(抗生物質、寄生虫駆除剤など)。飼料添加物は、畜産動物や養殖魚の飼料の効率の改善や栄養成分の補給のために飼料に添加するものです。

動物用医薬品及び飼料添加物(以下、動物用医薬品等)が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づき、全ての動物用医薬品等について残留基準(一律基準を含む)が設定され、これを超えるような動物用医薬品等が残留している畜水産物は、販売等が禁止されます(「ポジティブリスト制度」参照)。

● と畜検査

食肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食肉の安全を確保するための検査で、と畜場法に定められています。

知事が獣医師である職員の中から任命したと畜検査員が行います。

食用に供する目的でと畜される牛・馬・豚・めん羊・山羊が対象で、1頭ごとに生体時から解体後まで一貫した検査が行われ、検査に合格した食肉及び内臓には、検印が押されます。

なお、と畜場法対象外である獣畜のとさつ、解体等の処理、加工については食品衛生法による食肉処理業の許可施設において行うよう定められています。

● と畜場法

と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じ、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。

と畜場の設置の許可及びと畜場の衛生保持のほか、獣畜のと殺又は解体は、都道府県知事の行う検査を経た上で、と畜場においてなされるべきことを規定しています。〈所管府省：厚生労働省〉

— な行 —

● ノロウイルス

ノロウイルスは15年ほど前まで「小型球形ウイルス」と呼ばれ、大きさが38nm(nm:ナノメートルは100万分の1ミリ)ほどととても小さなウイルスですが、10~100個程度という非常に少ない量で感染します。秋から冬にかけて感染症としても流行することが知られており、ここ数年はインフルエンザと並んで、非常に多くの患者が出ています。一般的には感染症であるノロウイルスですが、調理従事者の手洗い不足等で、食べ物を介して人が感染した場合は「食中毒」となります。たびたび健康保菌者(感染はしているが発症はしていない人)が問題となり、健康に気を使っている調理従事者でも、冬場は1割ほど感染しているといわれています。ノロウイルスの流行時期は、健康保菌者になっていることを前提に、十分な手洗いが必要です。また、症状が治まっても2~3週間ウイルスを排出し続けることにも注意が必要です。

— は行 —

● 微生物検査

「規格基準に基づく検査」と「衛生規範に基づく検査」があります。

「規格基準に基づく検査」とは、食品衛生法第11条で規定する「食品、添加物等の規格基準」の「成分規格」において、微生物の基準が設けられている食品についての検査をいいます。主な対象食品として、冷凍食品、食肉製品、生食用かき等

があります。

「衛生規範に基づく検査」とは、製造等において衛生上の配慮が必要である食品(弁当及び総菜、漬物、洋生菓子、生めん類)について、厚生労働省が作成した食品等事業者の食品の衛生的な取扱い等についての指針である衛生規範に基づく検査をいいます。

● ふぐ調理師

ふぐ調理師とは、ふぐの調理に従事することができる人のことをいいます。ふぐ調理師になるためには、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に規定するふぐ調理師試験に合格するか、それと同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定める者に該当し、知事のふぐ調理師免許を受けなければなりません。

● ふぐの調理

ふぐの調理とは、ふぐの肝臓や卵巣などの有毒部位を除去したり、塩蔵処理を行い、食用可能な状態にすることをいいます。

● ふぐの提供

ふぐの提供とは、ふぐの調理を終えたふぐ(除毒を終えたふぐ)を販売すること、又は販売するために貯蔵、加工、調製することをいいます。

● フードチェーン

食品の一次生産から販売に至るまでの食品供給の行程のことをいいます。食品供給行程の各段階であらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼす可能性があるため、各段階で必要な対応が適切に取られるべきものです。

● 放射線照射食品

世界的には50か国以上で、香辛料をはじめとした、多くの食品に放射線照射が実用化されています。国内では発芽防止の目的でばれいしょに使用する以外には放射線の照射が認められていません。

● ポジティブリスト制度

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(以下「農薬等」という。)の使用を原則禁止とし、基準があるものに限り使用を認める制度で、食品衛生法に基づき平成18年5月29日から施行されました。

食品個別に残留基準が定められている場合にはその基準を超えて、定められていない場合は一律基準(0.01ppm)を超えて、農薬等が残留する食品の製造、輸入、加工及び販売等を禁じるものです。

なお、人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるとして国が示したもの(特定農薬等)は対象外となります。

— ら行 —

● リスクコミュニケーション(Risk Communication)

リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、食品等事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。

— アルファベット —

● E型肝炎/E型肝炎ウイルス

E型肝炎ウイルスによって引き起こされる急性肝炎です。主に発展途上国で散発的に発生している疾患ですが、汚染された飲料水によって大規模に流行することもあります。E型肝炎ウイルスに汚染された食物(生肉、生レバー)を摂取することによっても感染します。日本では、平成15年に野生シカ肉からヒトへE型肝炎ウイルスの感染が証明されました。また、野生のシカやイノシシ、豚などの刺身や加熱不十分な肉を食べることにより発生しています。

臨床症状は A 型肝炎と似ており、黄疸、悪心、食欲不振、腹痛等の消化器症状を伴う急性肝炎症状を呈します。潜伏期間は 15～50 日、平均 6 週間で、通常発症から 1 か月を経て完治し、慢性化することはありません。E 型肝炎の特徴の 1 つとして、妊婦での場合、劇症肝炎となる割合が高く、死亡率が 20%にも達することがあります。

● GLP(Good Laboratory Practice)

試験や検査の信頼性を確保するための手法です。「検査又は試験に関する事務の管理」として食品衛生法施行規則に規定されています。検体の採取から成績書の交付に至る一連の試験検査について、検査設備の管理方法や検査手法の作業書等を作成し、記録することにより信頼性の確保を図ります。

● HACCP(危害分析・重要管理点方式)

食品の衛生管理手法の 1 つで危害分析・重要管理点方式とも言います。

1960 年代にアメリカの宇宙計画向け食品製造のために考案されたシステムで、

Hazard Analysis and Critical Control Point

といい、頭文字をとって HACCP(ハサップ)と呼ばれています。

HACCP は、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法であり、

1	危害分析(Hazard Analysis)	5	改善措置の設定(Corrective Action)
2	重要管理点の決定(Critical Control Point)	6	検証方法の設定(Verification)
3	管理基準の設定(Critical Limit)	7	記録の維持管理(Recordkeeping)
4	モニタリング方法の設定(Monitoring)		

の 7 原則から成り立っています。

● HACCP 導入型基準(危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準)

県では、平成 27 年度に「食品衛生法施行条例」を改正し、施設の管理や食品等の取扱い、従事者の衛生管理など食品営業施設における衛生管理事項を定めた管理運営基準に「危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準」(HACCP 導入型基準)を新たに加えました。食品等事業者は、「危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準」(従来型基準)又は HACCP 導入型基準のいずれかを選択し、施設の衛生管理を行うこととなります。